

事業用会員の機体保険について

一般社団法人日本ドローン協会の機体保険のご案内



保険種類：「動産総合保険」（地中・水中・空中危険補償特約セット）

ドローンは、墜落や盗難などリスクを中心に機体自体の損害が発生するリスクがあります。

万一に備えて、多様な財物損害のリスクに対応できる保険です。

対象ドローン：事業用途（※1）で使用する総重量（※2）150 kg未満かつ保険金額 10 万円以上のドローン（加入時に機体番号、購入日時、購入金額、保管場所等が必要となります）

（※1）個人事業主の事業用途を含みますが、個人のレジャー目的等の用途を除きます。

（※2）燃料、薬剤、機器等を全て搭載した状態の重さを指します。

補償損害：不測かつ突発的な事故によりドローンに発生した損害

補償金額：ドローンの時価額が保険金額です。

注： ①購入時の金額から使用年数により時価額は減少します。

②燃料、薬剤は保険の対象に含まれません。

③カメラ等の搭載機器類の補償を希望の場合は、別途加入することが出来る場合がありますので、ご相談ください。

申込者（保険契約者）・被保険者：一般社団法人 日本ドローン協会 事業用会員

補償期間：保険始期日より 1 年間（毎年契約更新手続きが必要になります。）

【保険料（目安）】

★DJI イグア 171（新品機体購入額 400,000 円＝保険価額）

ご契約金額 400,000 円 ⇒ 年間保険料 36,000 円

★DJI イグア 171（購入額 400,000 円で3年経過時の保険価額）

ご契約金額 184,000 円 ⇒ 年間保険料 16,560 円

【対象となる事故例】

- ・操作ミスにより機体が落下し、機体が大破した。
- ・ドローンが池に落ちて壊れた。
- ・地中内のトンネルで操作中、側壁に衝突し機体が損壊した。
- ・ドローンが突風にあおられ、他のドローンと衝突し墜落損壊した。
- ・飛行中に落雷を受け、機体が破損した。
- ・倉庫に保管中のドローンが、盗難にあった。

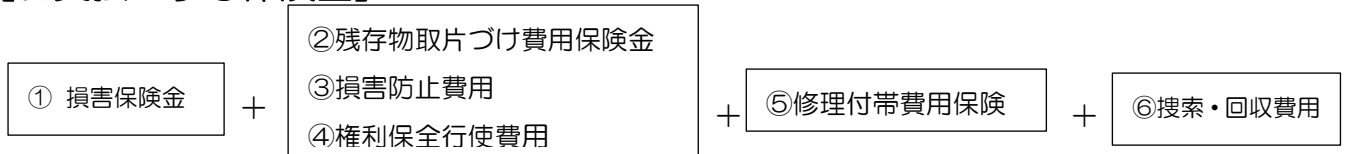
事故発生時のご連絡先

03-3556-6335

〈取扱代理店〉平成相互株式会社 担当：平山・渋谷 まで

・このチラシは「動産総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず動産総合保険のパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

【お支払いする保険金】



①損害保険金	<p>保険証券記載の保険の対象に生じたすべての偶然な事故による損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>1回の事故ごとに</p> $\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額（ご契約金額）} \times 90\%}{\text{保険価額}}$ <p>※<保険金額限度>となります。</p>
②残存物取片づけ費用保険金	<p>事故によって損害を受けた保険の対象の残存物取片づけに必要な費用に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。</p>
③損害防止費用	<p>事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。ただし、保険金額から損害保険金を差し引いた額が限度となります。</p>
④権利保全行使費用	<p>事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。</p>
⑤修理付帯費用保険金	<p>火災、落雷または破裂もしくは爆発の事故で、保険の対象の保管場所が住宅または営業用倉庫敷地内でない場合にお支払いの対象となります。</p>
⑥捜索・回収費用	<p>ドローンに墜落や盗難などの事故が発生した場合、その捜索および回収に関する費用を保険金額の10%限度で補償します。</p>

【保険金をお支払いできない主な場合】

- 保険契約者または被保険者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
 - 公権力の行使による損害（ただし、消防または避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。）
 - 保険の対象の欠陥による損害
 - 摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって発生した損害
 - 加工着手後に発生した損害
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変による損害
 - 地震、噴火、地震によって発生した損害起因する損害賠償責任
 - 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
 - 修理・清掃等の作業上の過失等による損害
 - 詐欺・横領・紛失・置き忘れによる損害
 - 修理費に航空運賃が含まれている場合の、航空輸送によって増加した費用
 - 汚染、異物の混入、純度の低下、固形化、価額変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して発生した損害
 - かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損害であって保険の対象の機能に直接関係のない損害
 - 消耗品に単独に発生した損害
- など

<引受保険会社>
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 東京企業営業第三部 営業第二課
 〒103-8250
 東京都中央区日本橋 3-5-19
 ☎ 03-6748-7852

<取扱代理店>
 平成相互株式会社
 担当：平山・渋谷
 〒102-0074
 東京都千代田区九段南 2-4-15-304
 ☎ 03-3556-6335